

○渡島廃棄物処理広域連合一般廃棄物処理場設置条例

(平成14年12月2日条例第2号)

改正 (平成17年4月1日条例第2号)

改正 (平成18年2月1日条例第4号)

(設 置)

第1条 渡島廃棄物処理広域連合地域における廃棄物の適正な処理を図るため、一般廃棄物処理場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 一般廃棄物処理場の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
渡島廃棄物処理広域連合ごみ処理施設	北斗市館野105番地
渡島廃棄物処理広域連合渡島西部地区ごみ運搬中継施設	松前郡福島町字千軒31番地の1
渡島廃棄物処理広域連合茅部地区ごみ運搬中継施設	茅部郡森町字砂原東4丁目2番地の7
渡島廃棄物処理広域連合山越地区ごみ運搬中継施設	山越郡長万部町字豊津35番地の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 2 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。